

小金井市緑の基本計画策定委員会（第2回）意見対応

赤字：対応方針

1. R1第2回審議会・R2第1回委員会意見対応

(1) みどりの質

●みどりの「質」の具体的視点の提示

椿副委員長：今回の計画検討においてみどりの質は重要なキーワードになると認識している。

質の概念は、生態系、公園利用、景観形成や農地の生産性等、非常に多様であるため、具体的な質の視点を提示してもらえると議論しやすい。

福嶋委員長：小金井公園、学校、家庭とみどりの規模、質が違う。それぞれに対してスケールを意識した整理をしてほしい。

⇒みどりの立地、規模や機能の視点から質を整理する。

●みどりの立地や規模に応じた「質」の向上

福嶋委員長：例えば大木は景観形成に資するものであるが、電線にかかると安全性に懸念も生じる。防災と一言で言ったときにも防災機能に資する規模があるはずである。

福嶋委員：みどりの質や景観をコントロールするため条例化することも必要ではないか。みどりが減少しているなら、新築の住宅に生け垣を義務化するなども考えられる。

福嶋委員長：市が管理する樹木（街路樹）などをどうするのか、まずは先頭をきって方針を示すべきと考える。

⇒上記整理に基づき、質に着目したみどりの保全・創出の方向性の提示を目指す（将来像や配置方針の記載に反映し、さらに施策において具体的に検討する）。

⇒質や景観のコントロールのための条例化及び生け垣造成の義務化は、強制力をもった民有地への規制となるため、市民との合意形成が必要であり、慎重な対応を要する。緑化ガイドライン等の方法により、みどりの質や景観のコントロールすることを検討する。

⇒市としては機能や安全確保の視点から、みどりのあり方について本委員会を通じて検討したい。

●地域の特性に求められるみどり

益田委員：みどりと一口に言っても対象が広すぎる。地域ごとにどのようなみどりが求められているのかを明確にすべき。

⇒地域別施策にて地域特性を踏まえたみどりの管理方針を重点的に検討し、記載する（第4回委員会以降に検討）。

(2) 計画検討の進め方について

●現行施策の分析・レビュー

福嶋委員長：現行施策の実施状況の分析・レビューをした上での施策の検討が重要である。

⇒現行施策の実施状況を踏まえ、次期計画施策を検討する。

●アンケート結果の活用

福嶋委員長：審議会・委員会の議論のみならず、アンケートの結果についても分析することが必要である。

⇒アンケート結果を踏まえ、次期計画施策を検討する。

2. 第3章 計画の将来像と目標

(1) みどりの将来像

●キャッチフレーズ

福嶋委員長：計画の将来像について、改訂の度、変えるのも一貫性がないように思うが、市としては変えたほうが良いと考えているか。

⇒事務局（市）：現行の将来像は本市が住宅都市であることの記載が弱く、また人口減少やそれに伴う税収減等、社会情勢も当時から変わっているため、そのようなことを踏まえた形に修正する必要があると考えている。

⇒小木曾委員：キャッチフレーズに込めた言葉の意味をわかりやすく伝えられると良い。

⇒笠原委員：早急に決めるのではなく、議論を重ねて、適切なものを検討すべき。

福嶋委員：キャッチフレーズは一般市民から公募することも考えられるのではないか。

⇒事務局（市）：公募については、委員会には一般市民公募の委員も参加しているので、委員会の場で検討したいと考えている。

⇒福嶋委員長：委員会での議論や計画の全体像を把握していないと適切なキャッチフレーズも出てきづらいため、公募はしなくてもよいと考える。

⇒**公募はせず、本委員会において議論する。第3回（今回）の施策の検討等を踏まえ、第4回委員会以降に再検討する。**

(2) 配置方針について

●みどりの軸・拠点

(街路樹)

福嶋委員：街路樹は幅員に応じて、レンギョウ等の低木でも良いのではないか。逆に連雀通りや武蔵小金井駅前ロータリーは、幅員が十分あるので、街路樹が大きくても良い。

⇒**道路幅員に応じた植栽整備について、施策への反映を検討する。**

●くらしのエリア

(農地、神社境内地、屋敷林など民有地のみどりの扱い)

椿副委員長：くらしのエリアにおける農地は非常に重要と思うが、区分に農地を含まない理由を教えて欲しい。神社境内地や農地の区分をいれることは可能か。

串田委員：神社や民有地についても位置づけを示していく必要があると考えている。

福嶋委員長：ベースとして屋敷林や社寺林があることは踏まえるべきである。

⇒**本市における農地、寺社境内地、屋敷林も非常に重要な緑であると認識しているため、くらしのエリアの対象として明記するよう修正する。**

(大木化した樹木への対応)

福嶋委員：今回の豪雨で御神木が倒れたニュースも聞いた。武蔵小金井駅南口にはメタセコイアの大木があり、倒れないか心配しているが、いずれにしても大木化した樹木は対応が必要である。

福嶋委員長：くらしのエリアのみどりは、高齢化すると倒木等リスクも高くなるため、適切な更新が必要になる。

⇒**倒木等のリスクが懸念される樹木については、更新を図る施策を盛り込むことを検討する。**

(くらしのエリアの緑化における樹種)

尾路委員：住民が継続的に維持管理をしていくことも前提にどの樹種を植栽すべきかアドバイスがあると良い。

笠原委員：公園あるいは住宅に植える適切な樹種や管理方法について市から市民へ情報提供があると良い。

福嶋委員長：現在の外構は、樹木の大きさや生長量を考慮せずに植えているため、管理不全となっているものが多い。

⇒住宅地のみどりについては、住宅地の敷地面積や管理手間を考慮した、適切な樹種等を示した緑化のガイドラインを作成するなど、みどりの継続的な維持管理のための支援方法を検討する。

(プランターによる緑化について)

小木曾委員：プランターと一言でいうが、色々なものがあり、プランターが朽ちてくると景観上も良くないため、維持管理が続くか懸念がある。既存の生け垣を推進する方法もあるのではと考える。

⇒生け垣造成の助成も実施しているが、申請は低迷しているため、さらなる普及を図る。

⇒アンケート結果から、生け垣造成の助成制度の活用意向は4割程度にとどまることから、小規模な緑化を推進する別の方法として、プランター緑化を推進したい。

(3) 基本方針について

●基本方針の文章について

益田委員：基本方針3の文章の意味が伝わりづらい。コミュニティの発展につながるなど具体的なメリットを示したほうが協働につながると考える。

⇒指摘を踏まえ、文章を修正する。

●施策の実施主体について

串田委員：国分寺崖線、野川、都立公園、玉川上水等、骨格・拠点となるみどりは、すべて都の所管である。資料では、都が管理するみどりについても記載があるが、都の管理しているものに市がどの程度責任を負えるのか。

⇒事務局(市)：都道は一部市で管理しているが、市でできることはかなり限られる。市の計画に書いたからと言ってすぐに動けるわけではないが、都と連携を進めていくことになる

⇒福嶋委員長：今の意見は多くの市民が感じるものだろう。都と連携していくのであれば、その旨は記載しておくべきであり、どう管理していきたいのか、どう連携していくのか、具体的に書いておく必要がある。

椿副委員長：方針1について、大学のみどりの保全とあるが、大学のみどりの保全としたときに、市として何をイメージしているか。

⇒事務局(市)：保存樹木の制度があり、東京農工大学、法政大学にはすでに協力いただいている。今後も、その制度を活用し、保全を進めればと考えている。

⇒福嶋委員長：マスのみどりとしてどのように保全していくのか、プロセスや実現性が見える形になっているべきである。

⇒都や大学、その他関係機関との連携が必要な取組は連携が必要な旨や連携主体を明記する。
また、どのように連携を図り、実現を目指すのかも含めて検討・記載する。

(4) 目標設定について

●質に着目した目標設定

福嶋委員長：目標値は、量だけではなく、質を目標のなかで、どのように踏まえていくのかが重要。ただ増やせばよいのではなく、場に応じたみどりの在り方やそれに応じた目標設定が必要である。

福嶋委員：質の目標として、「みどりと水の環境整備への満足度」が挙げられているが、これは量の指標ではないか。

⇒みどりの質に係る議論も踏まえ、適切な目標設定を検討する。

●緑被率や一人あたりの公園面積に関する基準

串田委員：緑被率や一人あたりの公園面積はよく使われる指標のひとつかと思われるが、どの程度が適切なラインなのかがよくわからない。目安となるものがあると良い。

⇒数字の意味がわかりやすくなるよう、計画本文にもコラム的に用語解説や基準について記載することを検討する。緑被率及び一人あたりの公園面積の基準については以下のとおり。

⇒緑被率について、確保の目安となる基準は示されていない。ただし、東京都が示す、水面や公園内の裸地等も含む「みどり率」は、平成30年時点で、都全域平均で52.5%、多摩部が平均67.8%、区部が24.2%となっており、本市のみどり率は令和元年度が30.4%であった（令和元年度みどりの実態調査報告書 p.40 参照）。

⇒一人あたりの公園面積については、都市公園法施行令第1条の2において、住民一人あたり10m²（市街地においては5m²）を確保することを標準としているため、基準として用いられることが多く、全国平均では平成30年度末に10.6m²となり、達成済となっている。一方で東京都の平均は、平成31年4月時点で5.7m²、区部が2.9m²、市部が7.0m²となっており、本市も約7.0m²/人となっている（令和元年度みどりの実態調査報告書 p.52 参照）。